

総社市介護予防拠点施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月20日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第57号

総社市介護予防拠点施設条例の一部を改正する条例

総社市介護予防拠点施設条例（平成17年総社市条例第141号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(利用料金) 第10条 浴室を使用しようとする者は、1回につき <u>110円</u> の利用料金を支払わなければならない。 2 略	(利用料金) 第10条 浴室を使用しようとする者は、1回につき <u>100円</u> の利用料金を支払わなければならない。 2 略

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和2年4月1日以後の利用に係る利用料金について適用する。